

(仮称) 大船デイサービスセンター建設工事公募型プロポーザル競技募集要項

1 事業全体の基本的な概要

- (1) 事業主体
社会福祉法人きしろ社会事業会
- (2) 事業の名称
(仮称) 大船デイサービスセンター建設工事
- (3) 構造等
軽量鉄骨造 (デイサービスセンター・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・厨房・浴室・地域交流スペース等)
- (4) 利用定員
35名 (通常規模型)
- (5) 建設予定地 (令和3年7月中旬取得予定)
住居表示 鎌倉市大船 1273 番 1 (既存建物あり)
地番 鎌倉市大船 1272 番 1 他 1 筆
- (6) 区域区分等
市街化区域 第2種住居区域
- (7) 敷地面積
約 455 m²
- (8) その他
建設地については、既存建物撤去後取得予定

2 公告

令和3年4月1日 (木)

3 参加表明書の提出期間及び質問期間

令和3年4月1日 (木) ~ 4月30日 (金)

※参加表明書及び暴力団排除に関する誓約書については郵送 (4月30日到着による) による提出

4 プレゼンテーション

令和3年7月上旬予定 (プレゼンテーション 20分・質疑 20分)

資料は当日持参 (平面図・立面図等)

5 着工予定時期

準備が整い次第着工

6 事務局

社会福祉法人きしろ社会事業会法人本部

担当: 内海 三島

〒 248-0021 鎌倉市坂ノ下 31-5

電話番号 0467-22-5539 FAX 0467-25-3922

E-mail h.utsumi@kishiro.or.jp (* 問い合わせは、原則、メールでお願いします。なお、表題に「(仮称) 大船デイサービスセンター建設工事公募型プロポーザルについて」と記載してください。

参加表明書

社会福祉法人きしろ社会事業会が実施する「(仮称) 大船デイサービスセンター建設工事公募型プロポーザル」について参加を希望します。

令和 年 月 日

社会福祉法人きしろ社会事業会
理事長 田尻 充 殿

(参加者) 住 所
商号又は名称
代 表 者 役職名 実印

(作成者) 担当部署
氏 名 役職名
電 話
F A X
E-mail

《審査項目・評価基準》

審査項目	評価基準	配点
構想力	○鎌倉市の地域課題に立脚した提案となっているか。	10
	◆鎌倉市の地域特性を的確に把握したうえで、他地域との比較優位性や独自性をもった提案となっているか。	5
	◆まちの将来像を見据え、新たな価値が創出されるような提案となっているか。	5
設計力	○事業用地を十分活用する設計となっているか。	10
	○事業活動を効率かつ円滑に運営できる提案となっているか。	10
	○利用者の特性等を十分把握した的確な提案となっているか。	10
	○地域貢献できる提案となっているか。	10
	◆事業収益が確実に得られる提案となっているか。	5
実行力	○事業の遂行にあたり、十分な実績を有しているか。	10
	○工事期間の短縮等が見込める内容となっているか。	10
	○適切なコストが計上されているか。	10
	◆法人理念を踏まえた提案内容となっているか。	5
合計		100

《評価点》

	○必須提案項目	◆任意提案項目（加点）
特に優れている	10	5
優れている	8	-
普通	6	3
不足がある	4	-
特に不足がある	2	1

《選定基準》

必須提案項目 80 点（10 点×8 項目）＋任意提案項目 20 点（5 点×4 項目）の合計 100 点で審査を行い、最高点（審査員合計）の事業者を選定します。

●選定結果

提案をした事業者に対し、令和3年7月10日（土）午後5時までに、選定結果を電子メールにて通知する予定です。（審査の状況により、結果通知の日程が前後する可能性があります。）

暴力団排除に関する誓約書

- 当社
- 私（個人の場合）
- 当団体（団体の場合）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。

また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴法人の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為を行う者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について、誓約いたします。

令和 年 月 日
住所（又は所在地）
会社名及び代表者名